川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動 法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

## 令和5年11月27日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動 法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人 を定める条例(平成24年川崎市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表3の項及び4の項を削り、同表5の項を同表3の項とし、同表6の項か ら11の項までを2項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に支出された改正前の条例別表3の項及び4の項に 掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金に係る川崎市市税条例(昭和25 年川崎市条例第26号)第23条の5第2項の規定の適用については、なお 従前の例による。

## 参考資料

## 制定要旨

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる住民の福祉の増進に寄与する 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を削除するため、この条例を制定する ものである。